税理士連絡協議会

令和５年 10 月 12 日（木）
午前 10 時 00 分～
あさひホール（ラピオ５階）

１　支部長あいさつ

２　税務署長あいさつ

３　議題

（１）国税相談専用ダイヤル導入について【総務課】
別添資料参照

（２）「年末調整のための住宅借入金等特別控除証明書」の送付について【管理運営】

送付予定日：令和５年 10 月 18 日（水）

（３）国外財産調書制度等の適正な執行の確保について【個人】
別添資料参照

国税に関するご質問・ご相談は

国税庁ホームページ で 解決！

国税庁　税について調べる

① チャットボット（ふたば）に質問する

チャットボット（ふたば）では、次の方法で質問すると、
AI（人工知能）が自動回答します。

・ご質問したいことをメニューから選択

・自由に文字で入力

チャットボットは
こちらから



チャットボット
（税務職員ふたば）

相談可能税目について

・所得税
消費税　の 確定申告　・インボイス制度　・年末調整

※「年末調整」の利用可能期間は、10月上旬から翌年１月下旬までとなります。

② タックスアンサーを利用する

タックスアンサーでは、国税のよくある質問に対する一般的な
回答を次の方法で調べることができます。

・自分に合った状況から探す（質問形式による検索）

・キーワードによる検索

・税金の分野ごとに調べる

タックスアンサーは
こちらから

国税庁ホームページ で 解決しない場合には、
「 国税相談専用ダイヤル」 （電話相談）をご利用ください（裏面）

国税庁　法人番号7000012050002　（R5.10）

電話で解決

「 電話相談センター 」へつながります。

国税相談専用ダイヤル へ電話する

0570 - 00 - 5901（コクゼイ） (全国一律料金)

受付時間　平日8：30～17：00 (土日祝日及び12月29日～１月３日を除く。)

※ 令和５年11月１日(水)からご利用できます。

音声案内に沿って、次の**「１」～「６」**を選択します。
（確定申告期には、「０」確定申告が追加されます。）

「１」 所得税
「２」 源泉徴収、年末調整、支払調書
「３」 譲渡所得、相続税、贈与税、財産評価
「４」 法人税
「５」 消費税、印紙税
「６」 その他

・ 相談内容によっては、所轄の税務署へのご相談をお願いする場合があります。
・ 税務署、業務センター室からのお尋ねに関するご質問については、所轄の税務署、業務センター室へお問い合わせください。
・ 上記ナビダイヤルにつながらない場合は、**所轄の税務署に電話して音声案内「１」を選択してください（「電話相談センター」につながります。）。**

税務署で相談する

税務署での相談は、**事前予約** が必要です。

書類や事実関係を確認する必要がある場合など、チャットボットやタックスアンサー、電話相談センターによる解決が困難な相談については、面接にて相談を受け付けています。

税務署への電話はこちらから

所轄の税務署へ電話して音声案内「２」を選択してください（「税務署」につながります。）。
（確定申告時期の予約については、国税庁HPをご確認ください。）

（裏面）

財産債務調書制度等の見直しについて

令和４年度税制改正において、**令和５年分以後の**「財産債務調書」の**提出義務者・提出期限などについて見直し**が行われました。

（注）**令和４年分以前**の「財産債務調書」は、**従前どおり**ですので、ご注意ください。また、「国外財産調書」についても、一部同様の見直しが行われています。

改正前	改正後
① 財産債務調書の提出義務者が拡充されます	
以下の①及び②を満たす方 ① その年分の退職所得を除く各種所得の金額の合計額が2,000万円を超える場合 ② その年の12月31日において、その合計額が３億円以上の財産又は１億円以上の国外転出特例対象財産（例：有価証券、未決済信用取引）を有する場合	改正前の提出義務者（左記の①及び②を満たす方）のほか、以下の方も提出義務者となります。 その年の12月31日において、その合計額が **10億円以上の財産を有する方**
② 提出期限が後倒しされます （国外財産調書も同様）	
令和４年 → 令和５年 【提出期限（令和４年分以前の調書）】その年の翌年の**３月15日**(注)	令和５年 → 令和６年 【提出期限（令和５年分以後の調書）】その年の翌年の**６月30日**(注)
③ 記載を簡略化できる範囲が拡充されます （一部については国外財産調書も同様）	
100万円未満の家庭用動産や事業用の未収入金などについては、記載を簡略化することができます。	**300万円未満**の家庭用動産や事業用の未収入金などについては記載を簡略化することができます。 また、**新たに預貯金についても、記載を一部省略できるようになりました**。そのほか詳細は裏面をご参照ください。

（注）・財産債務調書及び国外財産調書は、その年の１２月３１日時点の財産の状況に関して、翌年の提出期限までにご提出ください。
・提出期限が、日曜日に当たるときはその翌日までに、土曜日に当たるときはその翌々日までにご提出ください。

改正前	改正後
③－１ 所在別に区分することなく、件数及び総額で記載することのできる範囲が広がります	
事業用の未収入金（受取手形を含む。）：その年の12月31日における価額が**100万円未満**のもの	その年の12月31日における価額が**300万円未満**のもの
借入金、未払金（支払手形を含む。）、その他の債務：**事業又は業務の用**に供する「未払金（支払手形を含む）」・「その他の債務」のうち、その年の12月31日における金額が**100万円未満**のもの	**用途を問わず**、「借入金」・「未払金（支払手形を含む）」・「その他の債務」のうち、その年の12月31日における金額が**300万円未満**のもの
③－２ 記載を省略することのできる範囲が広がります	
家庭用動産（現金、書画骨とう、美術工芸品、貴金属類を除く。）：取得価額が**100万円未満**のもの	取得価額が**300万円未満**のもの
③－３ 新たに記載を一部省略することができます	
預入高(一口)が50万円未満の預貯金口座	その年の12月31日における預入高(一口)が**50万円未満**の預貯金については、その預入高の記載を省略することができます。 その場合、**財産債務調書の「所在」欄又は「備考」欄に口座番号を記載**してください。
③－４ 資産ごとに区分して記載することなく、総額で記載することができます（国外財産調書も同様）	
青色申告決算書又は収支内訳書に記載された減価償却資産	**青色申告決算書又は収支内訳書の「減価償却費の計算」欄に記載された減価償却資産**については、資産ごとに区分して記載することを省略できます。 その場合、財産債務調書に**総額で記載**してください。

（注）財産債務調書の様式・あらまし・FAQについては、国税庁ホームページ【https://www.nta.go.jp/publication/pamph/hotei/zaisan_saimu/index.htm】に掲載しています（**改正分は随時掲載します**。）。**財産債務調書の提出義務者、提出期限及び提出先などの詳しい内容**は、財産債務調書FAQをご確認ください。
また、国外財産調書についても、国税庁ホームページ【https://www.nta.go.jp/publication/pamph/hotei/kokugai_zaisan/index.htm】に掲載しています。

国税庁 （法人番号7000012050002） 令和４年７月